

水と緑のまち もりや
農業委員会会報

第11号

発行者 守谷市農業委員会
責任者 会長 岡田 晃一
編集者 編集委員会
住所 守谷市大柏 950-1
電話 0297-45-1111



野木崎地区の稲穂とスワローズ ウィングス スクエア（東京ヤクルトスワローズ二軍施設）※8月末撮影

目次

目次	1
守谷市農業委員・推進委員の紹介	2
農地の貸し借りは農地中間管理機構（農地バンク）を活用しましょう	2
農地の適正管理のお願い	2
農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しました	3
農地転用には許可が必要です	3
農業者年金 農業者の安心のために	3
全国農業新聞	4
農地を相続（取得）したら	4
新規就農をお考えのみなさまへ	4
守谷市農業委員会総会日程	4

守谷市農業委員・推進委員の紹介

農地等に関することは、近くの農業委員や推進委員に、お気軽にご相談ください。



農 業 委 員	①議席 ②役職名	推 進 委 員	地 区
安田 勝	①議席 1 ②職務代理者	染谷 岩雄	守 谷 地 区
月岡 仁子	①議席 2	藁谷 乃	守 谷 地 区
椎名ます子	①議席 3	岩田 久夫	高 野 地 区
菊池 昭夫	①議席 4	岩田 直樹	高 野 地 区
椎名 崇	①議席 5	松丸 隆之	大 野 地 区
坂 勇	①議席 6	今野 菊男	大井沢地区
岡田 晃一	①議席 7 ②会長	寺田 実	大井沢地区

農地の貸し借りは農地中間管理機構 (農地バンク) を活用しましょう

農地の貸し借りは農地中間管理機構（農地バンク）を通じた公的な賃借権を設定し、安心・確実に行いましょう。

口約束や任意の契約書による相対契約の農地の貸し借り（※ヤミ耕作）は違法な農地の貸し借りです。ヤミ耕作は双方の権利関係が不安定であるため、賃借年数や賃借料などのトラブルの原因となります。また、地権者と耕作者双方の世代交代が進むと連絡先が不明となり賃料の支払や受領ができなくなるトラブルも発生します。



※ヤミ耕作・・・農地法違反となり3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金が科される可能性があります。また、20年以上にわたり賃借していた場合、民法第163条により、耕作者に賃借権を取得される場合があります。

【お問い合わせ先】守谷市経済課 ☎45-1111（代）

農地の適正管理のお願い

近年、耕作者の高齢化等に伴い、不耕作になる農地が多くなってきております。農地が耕作されないと、雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生原因や有害鳥獣の隠れ家となる恐れがあります。近隣住民や周囲の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、不法投棄の誘発など景観や生活環境の悪化にも繋がりがねません。また、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっております。



農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力や作業時間が必要となります。つきまして、農地所有者の方におかれましては、耕起や草刈等を行い、農地の適正な管理にご協力いただきますようお願いいたします。

農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました

農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地パトロールを実施しました。本調査は「遊休農地の実態把握」「違反転用の発生防止・早期発見」等を目的として、毎年農業委員会で実施しています。

今年度も、それぞれの地区の農地利用最適化推進委員を中心に市内農地の現地確認を行いました。

農業委員会では、農地パトロールにより把握した遊休農地を所有する農地所有者の方を対象に、農地利用意向調査を実施することとなっています。今回の調査結果をもとに、農地を所有する方々には、訪問または郵送により意向調査をさせていただくことがございますので、ご協力をお願いいたします。



農地転用には許可が必要です

**ストップ無断転用！！ 違反転用には罰則あり！
無許可での残土搬入も違反行為！見つけたら連絡を！**



何故、転用の届出が必要か？

食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保並びに農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用が地域農業の大きな阻害要因になることを防止する為。

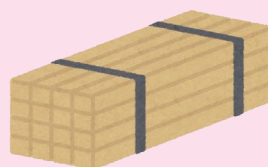
農地転用の基準とは？

- * 市街化区域内の農地転用 ⇒ 届出
- * 市街化調整区域内の農地転用 ⇒ 許可等

令和7年度農地転用件数

届出 = 64件

許可 = 55件



無断転用・違反転用に対する処分

事項：無断転用・違反転用及び違反転用における原状回復命令違反

内容：工事中止・原状回復等の行政命令、更に、法律上の罰則は3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

農業者年金 農業者の安心のために

農業者年金 ～老後の安心のために～

* 加入条件：① **国民年金の第1号被保険者**（保険料免除者は除く）

② 年間60日以上農業に従事

③ **20歳以上65歳未満**

* 保険料：加入者の任意で**2万円から6万7千円まで千円単位**で選択可能

* 加入と脱退：任意加入制であり加入・脱退共に自由

* メリット：① **少子高齢化時代に強い積み立て方式の確定拠出制**

② 社会保険料控除などで税制面でも優遇

③ 終身年金かつ80歳前の死亡の場合、死亡一時金が遺族に支給される

* その他：詳細に関しては独立行政法人農業者年金基金の

ホームページ <http://www.nounen.go.jp>

または農業委員会事務局にお問い合わせください。





- ・全国農業新聞は、農業を取り巻く様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を提供します。
- ・発行日：毎週金曜日
- ・購読料：新聞本新＝月額900円（税込）＊電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額700円（税込）＊電子新聞のみの閲覧
- ・申込先：農業委員会事務局
- ・発行行：全国農業会議所



農地を相続（取得）したら



相続登記が義務化されました！

近年、所有者不明土地が増加し、特に農地においては、荒廃農地の増加や担い手への集積・集約化が進まないなど、農地の有効利用が妨げられる原因にもなっています。

そのため、令和6年4月1日から、土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内の登記が義務化されました。農地を相続したら早めに相続登記をしましょう。

登記が完了したら、届出が必要です！

農地の権利を取得した場合、農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。

○農地の取得理由

- ・相続（遺産分割、包括遺贈、または相続人に対する特定遺贈を含む）
- ・法人の合併、分割
- ・時効取得

○届出書類

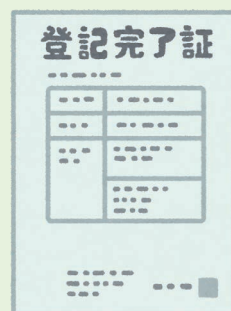
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・相続等をしたことが確認できる書類（登記完了証の写し等）

○届出先

- ・農地が所在する農業委員会

○届出期限

- ・権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内



新規就農をお考えのみなさまへ

新しく農業を始めるには、経営に必要な技術やノウハウを習得し、事業開始のための資金を用意することが不可欠です。営農開始には、営農計画の作成に加え、研修を含めた十分な準備期間が必要となります。そのため、地域を牽引する農業者のもとや研修機関での実践的な研修を強くお勧めします。また、開業資金の準備と並行して、研修期間中に農地の確保、技術の習得、販路の開拓といった就農準備を進める必要があります。

就農をご希望の方は、まずはお気軽にご相談ください。市ホームページに、相談内容に応じた相談先をまとめているので、そちらもぜひご覧ください。



守谷市農業委員会 総会日程

農地法関連の許認可手続きは原則的に下記の日程で行われます。期限を厳守してください。

農地農政相談日：随時

申請締切日：毎月10日

現地調査日：毎月21日 総会日：毎月28日

但し、土曜日・日曜日・祝祭日等と重なる月は変更となります。